

明 細 書

令和 5 年 3 月 17 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒656-0503）^{ヒョウゴケンミナミ}兵庫県 南 ^{シ フ ク ラ ヘイ}あわじ 市 福良 丙 28

名称（フリガナ）：^{フ ク ラ ギ ヨ ギ ヨ ウ キ ヨ ウ ド ウ ク ミ ア イ}福良 漁業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 前田 若男

ウェブサイトのアドレス：<http://jf-fukura.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 4 類 水産物類

区分に属する農林水産物等：魚類（とらふぐ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{ア ワ ジ シ マ サ ン ネ ン}淡路 島 3 年 とらふぐ、Awajishima 3nen Torafugu

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：兵庫県淡路島福良湾

5 農林水産物等の特性

「淡路島 3 年とらふぐ」は、一般的な「養殖とらふぐ」の 1.5～2 倍と大きく、引き締まった身質と歯ごたえ、濃厚な味などが需要者から評価され、他の養殖とらふぐに比べて高値で取引されている。

「とらふぐ」目当ての観光客の増加により、これまで閑散期だった冬場が観光客で賑わうようになるなど、冬の淡路島を代表するブランドとして定着している。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）養殖方法及び出荷規格

福良漁業協同組合（以下「福良漁協」という。）が定める基準に基づき養殖及び出荷を行う。

（2）最終製品としての形態

「淡路島 3 年とらふぐ」の最終製品としての形態は、鮮魚（とらふぐ）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

（1）生産地の自然条件

養殖漁場である福良湾は、世界三大潮流の 1 つである「鳴門海峡」に隣接しており、その日本一速い潮流の影響を受けて、とらふぐの運動量が増えるため、身が引き締まり、天然ものに引けを取らない歯ごたえのあるとらふぐに成長する。

(2) 不可能と言われていた「3年とらふぐ」の産業化に成功

福良湾では、昭和37年頃からハマチ養殖、50年代中頃にはマダイ養殖が始まり、高い養殖技術を有していたことから、この技術をいかして昭和57年からとらふぐの養殖を開始した。とらふぐの養殖技術を向上させてからは高値で推移し、福良地区の主力魚種となっていたが、平成10年頃から過剰生産などの影響で価格が下がりはじめたことから、従来1～2年で出荷していた養殖期間を1年延ばすことを試みた。すると、市場関係者などの出荷先から「今年の魚は段違いに良い。来年もこんなとらふぐを作ってほしい」との声が多く聞かれたことから、他産地との差別化を図るため、大きく育てて3年目で出荷する取組を始めた。

しかし、とらふぐはその一見ユーモラスな風貌とは裏腹に極めて神経質な魚で、出荷までに9割以上が死んでしまうこともあり、3年養殖の取組は困難を極めた。また、他産地の3年養殖の取組が立ち消えになるなど、とらふぐの長期養殖は不可能と思われた。

それでも福良地区の漁業者は我慢強く試行錯誤を重ね、鳴門海峡の激しく変化する潮流や水温、給餌量による体調の変化などについて毎日きめ細やかな観察を行い、エサの種類・質・量・頻度・タイミングの研究、健康を維持するための環境整備や栄養管理、食味向上のための工夫、魚が傷つかない対策などの努力を惜しまなかった。

また、漁業者が集まる定期会合等で、魚病診断結果の共有や技術向上のための情報交換を行うなど、漁業者が一丸となって養殖技術の向上に取り組んだ。

その結果、少しずつ出荷できる量も増え、安定的な供給ができるようになり、全国で初めて「3年とらふぐ」の産業化に成功した。

(3) 淡路島を代表する冬の味覚へ

福良地区では、3年養殖のとらふぐの出荷規格を1尾1.2kg以上と定めたことで、「大きく成熟することで旨みが増す」、「味が濃厚になる」など需要者からの評価も高まり、白子については特に大きくなることもあり、他に類を見ない特徴を持つとらふぐの出荷が可能となった。

そこで、平成16年から「3年とらふぐ」の名称で出荷を開始し、漁業者が中心となってPRに取り組んだところ、予想以上に淡路島内のホテルや旅館から引き合いがあったことから、地元商工会や淡路島観光協会など多様な関係者と連携して、淡路島の新しいブランドづくりに取り組んだ。

平成20年には、産地がひと目でわかるように「淡路島3年とらふぐ」と名称を統一し、県と連携した実演販売や試食会など様々なPR活動を続けたことで、県外の温泉地や飲食店など、販路も徐々に拡大した。

また、福良漁協に参入する5社の仲買人が「淡路島3年とらふぐ」の商品価値を認めて、「決して値崩れさせない」とブランド強化に一役買ってくれるようになったこともあり、次第に認知度も高まった。

冬場になると、とらふぐを求めて生産地で開催される「朝市」や「淡路島3年とらふぐ祭り」などに県内外から多くの観光客が集まるようになり、「朝市」が開催される第4日曜日には京阪神からのリピーターを含めた3,000人近い来場者でにぎわうなど、「淡路島3年とらふぐ」は淡路島を代表する冬の味覚へと成長した。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

平成10年頃から3年養殖に取り組み、失敗を重ねながらも、3年目まで生残する個体数を増やす努力を重ね、「とらふぐ」の大型化に成功したことから、平成16年に出荷規格を1尾1.2kg以上と定め「3年とらふぐ」として出荷を開始した。

平成20年には「淡路島3年とらふぐ」と名称を統一し、需要者の信頼確保のための全数管理及び生産証明書の発行を開始した。この生産証明書に景品総額100万円が当たるスクラッチくじを付けたことで、偽装防止はもとより消費者を楽しませる複合効果も生み出した。また、兵庫県認証食品の認証も受けており、平成23年には地域団体商標を取得した。更に令和2年には、「淡路島3年とらふぐ」等の養殖を起点とした地方創生や食育等の取組が評価され、農林水産省の「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」（ビジネス部門）に選定された。

「淡路島3年とらふぐ」の令和4年の生産量は、平成16年の55,914尾から78,655尾まで増加し、島内の約100のホテルや飲食店等が取り扱うなど観光の目玉となっているほか、ふるさと納税の返礼品としても人気があり、地域の特産品として定着している。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：福良漁業協同組合

登録商標：淡路島3年とらふぐ

指定商品又は指定役務：第29類 淡路島で3年間養殖されたとらふぐ（生きているものを除く。） 第31類 淡路島で3年間養殖されたとらふぐ（生きているものに限る。）

商標登録の登録番号：第5416105号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

〔登録年月日〕平成23年6月3日

〔更新登録日〕令和3年2月10日

〔存続期間の満了年月日〕令和13年6月3日

☐ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☒ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☒ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

